

## 建設業退職金共済約款の改正について

建退共の掛金納付方式に「電子申請による方式」が追加されたことに伴い、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款（以下「約款」という。）を一部改正し、個人情報の利用目的を追加するとともに、電子申請による申請方法などを新たに規定することといたしました。

また、今回の約款改正に合わせ、偽造証紙の販売防止等を目的とした共済証紙の転売禁止についても約款に規定することといたしました。

改正約款の施行日は令和2年10月1日としております。

主な改正点は以下のとおり

### ○ 電子申請方式関連

#### 第2条 業務の取扱い（追加）

- ・機構が業務委託した金融機関で取扱う業務に、『電子申請専用サイトを利用した電子納付の原資となる金銭の収納及び返還に関すること』を追加

#### 第3条 個人情報の取扱い及び利用目的等（追加）

- ・機構が取得する個人情報の利用目的に、『電子納付の原資となる金銭の収納に関すること』、『被共済者の就労の実績の報告に基づく電子納付に関すること』及び『建設キャリアアップシステムとの連携に関すること』を追加

#### 第10条 電子納付の申請等（新設）

- ・電子申請による掛金納付方法を希望する共済契約者は、機構に対し申請
- ・元請負人等に電子申請による掛金納付事務を委託した共済契約者でも、掛金の充当状況の確認等のために電子申請専用サイトの利用を申請することが可能
- ・機構は、ログイン ID、パスワードを交付

#### 第11条 電子申請による掛金の納付等（新設）

- ・共済契約者は、被共済者に賃金を支払う期日の属する月の翌月末日までに、電子申請専用サイトを使用して、雇用した日数を報告するとともに、掛金納付することを申し出ること
- ・報告項目は、『電子納付を行う共済契約者の氏名又は名称』、『共済契約者番号』、『被共済者の氏名』、『被共済者番号』、『被共済者を雇用した日数等』

- ・ 機構は、当該報告に基づき、掛金納付に係る事務を処理するとともに、電子納付を行う共済契約者に対し、被共済者ごとの掛金の納付状況を通知
- ・ 電子納付を行う共済契約者は、被共済者から求めがあったときは、当該被共済者の掛金の納付状況を当該被共済者に通知しなければならない

#### 第 12 条 電子納付の原資となる金銭の納付等（新設）

- ・ 金銭の納付方法は、『機構から得た納付情報（ペイジー）』または『口座振替』のいずれか
- ・ 納付された金銭は、1円につき1退職金ポイントに換算
- ・ 共済契約者は、金融機関に共済契約者証を提示し、保有する証紙を退職金ポイントに交換することが可能

#### 第 13 条 手帳の更新（追加）

- ・ 手帳の更新時期に『所持する手帳の表紙に記載されている更新時期が到来した場合』を追加

#### 第 14 条 掛金の免除（新設）

- ・ 掛金の免除に関する条項を整理
- ・ 掛金の免除に『電子納付に係る掛金の免除は、手帳の表紙に記載された更新時に算定し、退職金ポイントの還付をもって免除』を追加

#### 第 15 条 掛金納付状況の通知（新設）

- ・ 機構は、被共済者の掛金納付月数が12月に達したとき及び60月ごとに、当該被共済者に対し、その掛金納付状況を通知
- ・ また、被共済者から求めがあった場合には、その時点での掛金納付状況を通知

## ○ 偽造証紙の販売防止関連

#### 第 9 条 証紙の購入等（追加）

- ・ 共済契約者は、金融機関以外から証紙を購入することはできない
- ・ 共済契約者が金融機関以外から証紙を購入した場合、証紙受払簿にその購入実績を記載することはできない
- ・ 共済契約者は、元請負人の事務受託に基づく場合を除いて、証紙を譲り渡し、又は譲り受けることはできない